

# 菊川市まちづくり審議会条例

平成17年3月25日条例第167号

## 菊川市まちづくり審議会条例

### (設置)

第1条 合併後の菊川市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、菊川市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 菊川市総合計画に関すること。
- (3) 地域づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、旧小笠町及び旧菊川町の区域からそれぞれ同数の委員を選出するものとし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 新市建設計画の策定に関係した委員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。